



ROBONO MOVE
WORLD ECONO MOVE ROBO

REGULATIONS

ワールド・エコノ・ムーブ・ロボ

特別規定

Ver. 1.0

2026年5月3日



ワールド・エコノ・ムーブ・ロボ (ロボノムーブ)

《第1章》 理念

本規定はWorld Econo Moveの理念の元に、その発展版として開催する自動運転。遠隔運転部門の為の特別規定である。すべての参加者は、本規定を理解したうえで、これを遵守することに同意したものとする。

第1条 プログラム

2026年3月31日(月) エントリー締め切り

2026年5月4日(月) 受付、車検、公式練習

2026年5月5日(火) 本戦、表彰式 ※ライト部門と混走

2021年はレギュレーションの周知期間とするが、必要に応じてデモ走行を行っても良い。

第2条 大会の名称

『World Econo Move ROBO (ロボノムーブ)』 以下、本規定においては「エコノムーブ・ロボ」と称する。

第3条 主催団体

本大会は、『ワールド・エコノ・ムーブ・ロボ組織委員会』が主催するものである。

第4条 開催場所

本大会は『大潟村ソーラースポーツライン』において開催される。

第5条 特別共催(予定)

ファクトリージマス、ほか(順不同)

第6条 後援(予定)

全国工業高等学校長協会、秋田県、秋田県教育委員会、大潟村、大潟村教育委

員会、燃料電池実用化推進協議会、日本太陽エネルギー学会、環境あきた県民フォーラム、日本重化学工業株式会社、秋田県自然エネルギー開発協会、JISFC組織委員会、WSR組織委員会、ほか（順不同）

第7条 主管

本大会は、『クリーン・エネルギー・アライアンス』(Clean Energy Alliance)が主管する。

第8条 大会組織・役員

別に定める。

第9条 事務局の連絡先

クリーン・エネルギー・アライアンス事務局
〒010-0443 秋田県南秋田郡大潟村字中央1の17
TEL・FAX 0185-45-3339 E-mail wsr@ogata.or.jp

第11条 規定の改正

本大会の組織委員会は本規定を変更することができる。

第12条 規定の解釈

本規定に定められていない事項あるいは明記されていない事項については、本大会組織委員会が最終的な決定を下すものとする。

第13条 異議申し立て

異議申し立てを行なう場合には、異議申し立ての対象となる事態の発生から1時間以内に書面にて提出しなければならない。

- 2 異議申し立てを行うことができるのは、各チームの代表者に限る。
- 3 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者にのみ口頭で通知される。
- 4 競技時間中の規則違反、不正行為に対する抗議は、競技終了後1時間以内とする。
- 5 競技の最終結果に対する抗議は、暫定結果発表後30分以内とする。

第14条 ブリーフィング

チームの代表者及びドライバーは、2026年5月4日に行われるブリーフィングに参加しなければならない。

第15条 競技車両の識別

各チームにナンバーを割り当てる。(第36条参照)

第16条 公式通知

本規定以外に必要な事項に関しては、ブリーフィング及び公式通知にて公示する。

2 緊急の場合は、場内放送などで伝達される。

第10条 競技クラス

Aクラス 自動運転クラス。スタート時以降ゴールまで、全ての操作を行ってはならない。競技中の車両には人は搭乗しない。

Rクラス 遠隔操作クラス。車外より車両の操作を行うことが出来る。競技中の車両には人は搭乗しない。

《第3章》 競技概要

この競技は与えられたエネルギーをいかに上手に使い切り、無人で走行可能かを競うものであり、創意工夫、知的挑戦のレースである。

第20条 コース

この競技は「大潟村ソーラースポーツライン」の特設ショートコース1.1kmを使って行なわれる。

第21条 競技方法

各チームにイコールコンディションのバッテリーが支給され、それぞれの性能に合わせた走行計画のもとにバッテリーを使いきって自動あるいは遠隔走行した周回数を競う競技である。2026年の公式バッテリーはFTX4L-BS×2個とする。

第22条 公式練習

2026年5月4日にショートコース(1周1.1km)において公式練習を行う。

- 2 第27条に示す規定により本戦が中止になった場合、公式練習の結果が公式成績となる。
- 3 公式練習は支給される公式バッテリーを用いる。公式練習終了後のバッテリーの充電は各自が行ってもよい。

第23条 スタート

原則としてグリッドからの一斉スタートとし、スターティンググリッドは公式練習の成績順とする。

2 公式練習(第22条、参照)のスタートは、エントリー順とする。

第24条 競技終了

競技時間は45分とし、終了時間までに終えた周回数を以て記録とする。

2 時間終了後の周回はカウントしない。

3 同一周回数の場合の順位は、最終ラップの通過順とする。

第25条 走行

原則としてすべての競技車両は左側走行とする。

1. 原状復帰が可能で、他の車両の走行の妨げとならない範囲で、コースにマーカーや発信器を設置しても構わない。
2. Rクラスのみコース外に補助操作員を置くことが出来る。
3. いかなる場合も逆走行やショートカットをしてはならない。
4. 競技時間中の修理は、所定の場所においてのみ可能とする。
5. ピットゾーンを除き、ドライバー及びオフィシャル以外は、いかなる場合も競技車両に触れることは許されない。
6. すべての競技者は競技中に緊急車両、オフィシャルカー、公式記録員の車両がコース内を走行することを承知していなければならない。

第26条 成績

周回数の多い順にその栄誉を表彰する。

2 周回数が同一の場合は最終周回達成の早い方が上位となる。

第27条 競技の中止

次のような場合、参加者の安全を考え、競技を中止することがある。

強風の場合。

豪雨の場合。

災害によりコースが使用不能の場合。

その他、大会本部が競技の開催又は続行が不可能と判断した場合。

第28条 信号旗

競技に使用する信号旗は以下の通りである。

大会旗：スタート旗
黄色旗：走行注意
赤色旗：競技終了又は競技中止
チェッカーフラッグ：競技時間終了

《第4章》 車両規則

本競技はエコノムーブの発展型の姉妹レースとして開催される。本レースを通じて車両の自動制御技術や遠隔操作技術、車体の製作や調整、更にはエネルギーマネジメントを学ぶ事を目的とする。

第29条 シャシー・ボディ

ワールドエコノムーブまたはワールドエコノムーブ・ライトの規定にあったものとする

車検時にドライバーが乗り込めることを証明しなくてはならない。

第30条 モーター

モーターはワールドエコノムーブまたはワールドエコノムーブ・ライトの規定に準ずる。

第31条 エネルギー源

公式練習及び競技中は支給されたバッテリー以外のエネルギー源を使用することはできない。搭載方法は自由であるが、速やかにかつ電氣的結線部が確実に接続できるように準備すること。

第32条 コンデンサー/キャパシター

動力源として使用するコンデンサー及びキャパシターを搭載する場合はスタート前に電荷ゼロチェックを受けなければならない。この場合の動力源とはモーター駆動に直接寄与する主電源の事をさす。

第33条 電装品及び他のエネルギー源

1. 電気配線は、車検にて外からそのとりまわしが確認できる状態でなければならない。例えばパイプ等の中を通したりしてはならない。
2. 乾電池も含めて、支給されたバッテリー以外のいかなるエネルギー源も走行用に搭載してはならない。自動運転及び遠隔運転に関わる装置

の電池は、いずれも独立配線が確認できるものに限り搭載を認める。
電池は常温で使用することとし、事前の加熱は認められない。

3. 人力を含めて、走行の補助となりうる機構又は装備は一切認められない。
4. 他のエネルギー源が搭載されていると疑われる構成、部分がある場合は、車検に合格できない場合がある。但し、駆動用モーターによる回生制動は、省エネ走行をテーマとする本大会の主旨に合致しているので推奨する。

第34条 安全性

1. 全ての車両は外部の操作機器から通信がある時だけ走行できるものとする。操作機器との通信が途絶えたらただちに停止する機能を持たなければならない。
2. フロントにバンパーを設置し、車両がなにかに接触した時にただちに停止する機能を持たなければならない。
3. 前2項により停止した車両を再始動する場合はコースマーシャルの許可を得なければならない。
4. 縦横10cm以上、または直径10cm以上の大きさの強制停止ボタンを車両上部に設置しなければならない。
5. カメラにより乗用車同等の視界を確保しなければならない。
6. 車両にはチャイム等による接近警報装置を付けなければならない。

第35条 車両検査

競技に参加するすべての車両は「本大会」が指定した日に行われる公式車両検査を受けなければならない。

競技に参加するすべての車両は、車両規則に基づく項目ごとにその適合の確認を受けなければならない。

競技長より車両の修正を命じられた時間内に行えない場合は、競技に出場できない。

車両検査終了後は車両規則に定められた内容に関し変更してはならない。

競技終了後、成績発表まで車両は指定場所に保管すること。また、入賞対象車両は再び車両検査を受けなければならない。

第36条 競技番号(ゼッケン)及び公式ステッカー

参加車両は主催者が支給するゼッケン2枚と大会ステッカーを確認しやすい場所に表示しなければならない。

2 ゼッケン及び大会ステッカーはそれぞれ1辺20cmの正方形に収まる形状とする。

第37条 ドライバーの体重

ドライバーの体重は60kgとし、車検時に車両が大きく変形してはならない。
競技中はドライバーの乗車ならびにウエイト等を積む必要はない。

《第5章》 その他

第38条 失格

次のような場合、失格を命ずる場合がある。

1. 走行中に手押し又は足により、明らかに走行を補助している行為が認められた場合。
2. 外部の通信が途絶えた際、および接触した時の自動停止機能が動作しなかった場合。
3. バッテリーの封印開封、またはケースの破損が見られた場合。
4. 公式練習及び本戦にて、支給されたエネルギー源以外で走行を補助するとみなされる動力源が用いられたことが確認された場合。
5. 競技委員の指示に従わなかった場合。
6. 審査委員会が悪質なマナー違反と判断した場合。

第39条 肖像権

参加者はエネルギーの有効活用の啓蒙活動及び『ワールド・エコノ・ムーブ』の広報活動のために、テレビ・新聞・雑誌などにおけるドライバー及び車両の肖像権を大会組織委員会に提供するものとする。

第40条 広告

競技車両の車体に広告を付ける事ができる。

2 マークやレタリングは不快感を与えるものであってはならない。

第41条 賞典

成績順に1位から3位までを入賞とする。

技術的に優れたチームなどには特別賞が用意される。

記録証明書：コースを1周以上したチームには走行記録証明書を授与する。

大会運営ボランティア：大会ではボランティアメンバーの抛出を推奨する。このボランティアメンバー全員にボランティア証明書を発行する。

第42条 エネルギーの換算基準

1Ep(エコパワー)/エコパワーとは、ガソリン1リットルのもつエネルギーを電気エネルギー(Wh)に換算した値である。

本大会では、8,972Wh=1Epとする。

第43条 補則

すべての参加者は、競技運営上のあらゆる規定、大会競技委員の指示に従い、常に明朗かつ公正に行動し、言動を慎み『ワールド・エコノ・ムーブ』大会を構成するあらゆる関係機関及び関係委員の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。